

26鹿産第198号  
平成26年 5月28日

南相馬市鹿島区地域協議会  
会長 五 賀 和 雄 様

南相馬市長 桜井 勝延



公の施設（南相馬市水産業共同利用施設：漁船保全修理施設）の設置に  
関することについて（諮問）

地方自治法第202条の7第2項の規定により、下記の事項について貴地域  
協議会の意見を求めます。

記

1. 南相馬市水産業共同利用施設設置条例及び同条例施行規則の制定について  
（内容説明資料 別紙のとおり）